

〈 論 説 〉

教科としての「保健体育」の史的考察

金田 英子

はじめに

体育・スポーツに関する資料の中には、「平安時代の体育」⁽¹⁾、「江戸庶民の娯楽とスポーツ」⁽²⁾などの記述がある。しかし平安時代や江戸時代の人々が、「体育」や「スポーツ」を意識することはなかった。読み手の理解のしやすさに立脚しているための語用であり、これらはいずれも、執筆・出版された当時の体育やスポーツの概念定義で整理・解説されていることは容易に理解できる。同様に、例えば、戦前の学校保健、戦前の学校体育、戦前の学習指導要領などという記述がなされている場合、何ら違和感なく受け入れるであろう。しかし教科として「保健科」「体育科」「保健体育」という用語が用いられたり、あるいは「学習指導要領」という名称が使われるのは、いずれも第二次世界大戦以後のことである。それまでは、用語そのものは存在・活用されていたが、教科としては衛生、体操、あるいは学校体操教授要目といった専門用語が使われ、現代の「保健体育」とは異なった教育思想の中で教授展開がなされていた。

本稿は、現在の小学校から中学校にかけての年齢に相当する教育期間を対象とし、明治期以降の史料に見られる「保健」や「体育」に相当する用語を再検証することによって、第二次世界大戦後新たに設置された保健体育科の成立について考察するものである。

1. 学制領布～「教授要目」公布まで（明治5年～大正1年、1872年～1912年）

学制が領布された当時の養生法は、教育令や小学校令の改正にともない、学校教科の中で徐々に修身が重要視されるようになると、「衛生」へとおきかわっていく。谷釜は、衛生学の枠組みの中で、養生論が説かれるようになった経緯について、「日本には伝統的な東洋の陰陽五行説に基づく養生論（法）があったために、西欧伝来の衛生学をそのまま受け入れることができなかった。しかし伝統的養生論は衛生学を積極的にとり入れることによって近代的養生論へと変容し、一般に受け入れられるようになった。」と説明している⁽³⁾。また、田口は、養生論（法）を、一貫して病気の予防を主眼としている庶民向けの啓蒙衛生書に位置づけると同時に、漢方的養生観から脱却し新しい概念が随所に取り入れていることを指摘した。そして「杉田玄白等の『解体新書』によって解剖学が、高野長英の『西説医原枢要』によって生理学が紹介されたように、松本良順の『養生法』によって初めて西洋衛生学が紹介されたといえる」とし、初めて環境衛生を医学の範疇に組み入れた⁽⁴⁾。

1872（明治5）年8月2日、太政官から学制が領布され、全国的な組織としての学校教育が制度の上では確立された。その第二十七章に、小学校の二等教科内容を次のように掲げている⁽⁵⁾。

「尋常小学校を分て上下二等とす此二等は男女共必ず卒業すべきものとす
教則別冊あり

一 字綴（読並盤上習字） 二 習字（字形を主とす） 三 単語（読）
四 会話（読） 五 読本（解意） 六 修身（解意） 七 書牘（解意並盤上習字）
八 文法（解意） 九 算術（九々數位加減乗除但律法を用ふ）
十 養生法（講義） 十一 地学大意 十二 理学大意 十三 体術 十四 唱歌（当分之を欠く）」

今村はこの時点で、「健康な身体を養うために必要な習慣・態度の養成に関する内容が大部分、修身に取り入れられることになる」と解説している⁽⁶⁾。さらに、1873(明治6)年5月19日に改正公布された改正小学教則に、「毎級に体操を置き、一日一、二時間を以て足れりとし、『倂中体操法図』、『東京師範学校板体操図』などの書によりてなすべし」の一項が加えられた⁽⁷⁾。ここに、わずか1年で、「体術」から「体操」へと表現が変わった。このことについて今村は、当時、体術と体操がほとんど同義語として用いられていたが、Gymnastik や Gymnastics の訳語として「体術」は不適當であっただろうことを指摘している⁽⁸⁾。

1875(明治8)年の東京高等師範学校附属小学校教則には、体操は下等・上等とも体操書によることが規定してある。したがって、明治8年以降は、「体操書」をよりどころに展開されていたと見ることができる⁽⁹⁾。

1879(明治12)年9月に公布された「教育令」では、体操は小学校においてのみ「土地の状況に隋いて」行えと規定している⁽¹⁰⁾。また、1881(明治14)年に「中学教則大綱」が公布されるものの(文部省布達二十八号、7月29日)、「体操は適宜にこれを授くべし」として、その内容や教授時数を明らかにしなかった⁽¹¹⁾。

1885(明治18)年12月に森有礼が文部大臣となる。その翌年、「中学校令」(勅令、4月9日)と「小学校令」(勅令、4月9日)が公布される。そこで中学校の体操が正科となり、1-3年は毎週3時限普通体操を行い、4、5年は毎週5時限兵式体操を行う。また小学校では、尋常小学1、2年は遊戯、3、4年は徒手体操、高等小学1年は、普通体操、遊戯、2-4年は普通体操、隊列運動が教材となった⁽¹²⁾。

このように、近代学校制度の実質的な基礎が固まった当時は、兵式体操と普通体操とが並列して実施されていた。しかし、普通体操は明治30年代にはすでに行きづまっていた。そのような状況の中、明治35年前後からスウェーデン体操が紹介される⁽¹³⁾。

スウェーデン体操は、それが紹介されると普通体操、兵式体操などの論争が

起こる。永井道明のアメリカからの帰国をまっけて、学校体操の統一案がまとめられ、1913（大正2）年の「学校体操教授要目」へと発展する⁽¹⁴⁾。

ところで衛生の方に目を向けてみると、明治21年から35年にかけて、修身教科書には「公衆衛生」という主題が、内容的には幼稚ながらはじめて現れてくる。しかし、この時点では国語読本には、まだ用語すら現れてこない。このことから、衛生については修身の方が、馴染みやすかったと考えられている⁽¹⁵⁾。

2. 「教授要目」時代（大正2年～昭和15年、1913年～1940年）

1913（大正2）年1月28日に「文部省訓令」第一号をもって、「学校体操教授要目」が公布され、スウェーデン体操中心の内容となる⁽¹⁶⁾。

文部省訓令第二十二号

尋常小学校（第一学年～第六学年）、高等小学校（第一学年～第三学年）

体操（下肢、頸、上肢、胸、懸垂、平均、体側、腹、背、跳躍、倒立及転回、呼吸）、教練、遊戯（競争遊戯、唱歌遊戯、行進遊戯、走技跳技及投技、球技）

1921（大正10）年5月、文部省は当時、東京高等師範学校の教授であった永井道明に嘱託して編纂させた『小学校体操教科書』を出版した⁽¹⁷⁾。その目次は、「総論、第一編 体操、第二編 教練、第三編 遊戯、第四編 体操科教授上の要項、付録」であった。このとおり、表題は体操となっても、実際には教練や遊戯がその内容に含まれている。

永井道明は、狭義の体育 Physical education は人為的な身体練習 Physical training であるが、広義の体育は衛生をも含む。広義の場合は身体練習もまた衛生の一部であるとする考えにあった⁽¹⁸⁾。

さらに、改正学校体操教授要目に準拠した『最新学校体操教授書』では、「第三章 学校体育と体操科の位置」について詳述されている⁽¹⁹⁾。

第一節 体育の種類

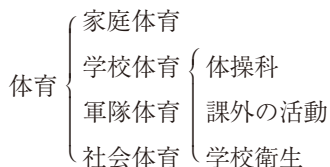
体育は之れを行ふ場所にとって次の四種に別けることが出来る。

- (1)、家庭体育
- (2)、学校体育
- (3)、軍隊体育
- (4)、社会体育

右の内家庭体育は体育の出発点であり、基本的のものであるが余り系統的に組織されていない。然るに学校体育に於ては最も系統的に組織され然も比較的重要なる位置を占めるものであり、且以後の体育の基礎をなすものである。軍隊体育、社会体育は応用体育と見ることが出来る。

第二節 学校体育に於ける体操科の位置

体操科は学校体育の最も重要なる部分であり中心をなすものであつて、此の以外に於ける学校全生活の衛生的方面並に体操時間以外の種々なる運動即ち休憩時及放課後の運動、運動会其の他各種の競技会、遠足、登山、水泳等の重要なる体育方法は何れも体操科の教授と相須つて初めて其の効果を全うすることが出来るのである。



第四章 体操科の教材

我が国に於て学校体操科の教材を次の四種目とされている。

- 体操
- 教練
- 遊戯及び競技
- 剣道及柔道

ところで、昭和期に入ると、「体操」に新たな動きが見られる。それは1928

(昭和3)年1月に作成された「ラジオによる国民体操実施計画要綱」である。同年11月1日午前7時に、東京中央放送局(AK)で放送が開始されている。正式名称は「国民保健体操」であるが「ラジオ体操」と一般に呼ばれた⁽²⁰⁾。

この国民保健体操は、小学校にも影響を及ぼした。例えば、奈良女子高等師範学校附属小学校では、1929(昭和4)年から、朝会での自由運動を国民保健体操に変更している。また体操科の授業の中にも導入し、積極的に実施している⁽²¹⁾。

さらに、1936(昭和11)年6月の『改正学校体育体操教授要目』では、「四教材の配当ニ関スル注意」の中で、「六 本表ニハ示サザルモ適當ナル時間ニ於テ教授時間ノ一部ヲ割キ保健的体操中ヨリ適當ナルモノヲ選ビ之ヲ課スルヲ妨ゲズ」と、「保健的体操」を意識している⁽²²⁾。

「健康増進法として用ひらるゝ体操、それは一般に保健体操或は健康体操と言う様になつたが従来健康法、健康術、強健術、等の名称の下に行はれていた種々の方法の大部分が即ち保健体操である、それ故保健体操は必ずしも近頃の産物でない。」⁽²³⁾として、保健体操の系統を次のように分類している⁽²⁴⁾。

- (一) 外国人の草案せるもの。
- (二) 世界の体操界の傾向を参酌して新に考案したもの。
- (三) 我国古来の武道の型を体操化したもの。
- (四) 学校体操教材中より選択したもの。
- (五) 舞踊、ダンス、遊戯等を体操化したもの。
- (六) 按摩、マッサージ等を応用したもの。
- (七) 禅を応用したもの。

1936(昭和11)年6月3日に第二次改正「学校体操教授要目」が公布されたが、指導原理はこのような世相を受け体操的であった。そして、1937(昭和12)年7月、日華事変勃発により、自由主義的なものは清算され、戦時体制へとかわっていく。

3. 「国民学校体錬科」時代 (昭和16年～昭和20年、1941年～1945年)

文部省は昭和11年の「学校体操教授要目」から満4年後の1941 (昭和16) 年3月、国民学校令を發布し、その基本政策のうえに1943 (昭和18) 年1月に中学校令を發布し、体操科を教練、武道、体操を独立科目とする体錬科に改正した⁽²⁵⁾。

初等科 (第一学年～第六学年)、高等科 (第一学年、第二学年)

体錬科体操

体操及遊戯競技の種別 姿勢、呼吸、徒手体操、歩走、跳躍、転回及倒立、懸垂、投擲、運搬、拵力、球技、音楽遊戯、水泳

教練の種別 徒手各個教練、徒手部隊密集教練、礼式、指揮法、陣中勤務、銃剣術、其ノ他

衛生の種別 身体ノ清潔、皮膚ノ鍛錬、救急看護

体錬科武道

剣道

柔道

さらに、『中等学校体錬科教授要目実施細目』では、衛生についてもその項目を示している⁽²⁶⁾。

男子も女子も衛生は、以下の目次

衛生訓練

一、皮膚ノ鍛錬

一、薄着

二、摩擦

二、救急看護

一、創傷ノ手当

二、捻挫、打撲ノ手当

三、人工呼吸法

四、患者運搬法

広島高等師範学校訓導の職にあった来馬は、衛生訓練としつつも、それらの具体的な教材が明示されていないことを、次のように説明している⁽²⁷⁾。「体錬科に於ける衛生は、他の体操、武道の如く科目とし、教科として存するのではなく、衛生は他の国民化、理数科等の知的衛生と相関連しつつ、訓練としての衛生である。無論教科としては明示されて居ないが、衛生の本質よりして其の内容は、他の諸教科の如何なる場に於ても相関連するものであり、衛生の実践的な躰、日常卑近な衛生的慣習の馴致をなす所に衛生訓練個有の性格があり、本質が存するのである。体錬科に衛生指導をも加え一体として教育をなさんとする所に今次の国民学校体錬科の特徴が窺えるのである。」⁽²⁸⁾。さらに、「従来の学校教育では、治療室、太陽燈、紫外線の照射など、衛生教育の優秀校として表彰され、名声を博している学校では、ほとんどが衛生施設の展覧会のようで、ともすれば衛生施設経営に腐心している。このように多額の経費、施設を要求するものではなく、教育として衛生習慣を体得し、自己のものとして習慣化するまで錬成することが強調されている。ゆえに衛生の実践訓練と位置付けた。」⁽²⁹⁾と述べている。

小学校における教科とその内容については、1907（明治40）年に小学校令及び同施行規則が改訂されて以来、1941（昭和16）年の国民学校令の制定に至るまで大きな変化はなかった。したがって、衛生に関する教育として関連の深い修身・理科および体操の内容にも大きな変化はなかったという⁽³⁰⁾。すなわち、衛生に関しては、修身や理科、体操の中で扱われてきた。しかしここきて、体錬科では確たる位置づけを得ることになる。

昭和18年ころは、次々と体育に関する通牒が発せられ、生活そのものも臨戦体制に向かっていった。したがって、体育ももはや体育ではなく、実践訓練となり、ついに尊重された武士道すらも非実践的観念として軽視され、昭和19年

の捨身の抵抗時代に入っていく。

4. 「指導要領」時代 (昭和21年～、1946年～)

戦後の保健教育は、体錬科衛生の延長、かつ、米国の保健教育の影響にあった。

米国教育使節団報告書は、連合国軍占領下の日本において、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) の要請によりアメリカ合衆国から派遣された教育使節団による報告書である。1946 (昭和21) 年3月5日と7日<第一次>、1950 (昭和25) 年8月27日<第二次>と来日した。1946 (昭和21) 年3月30日に第一次報告書を、1950 (昭和25) 年9月22日に第二次報告書を提出した。この報告書に基づき、戦後の学制改革が実施された。

米国教育使節団は、連合国軍最高司令官によって提案されたものである。報告書の前書きで、27名の教育者の一団を招集し、約1カ月間日本に滞在し日本の教育者と再教育について協議を重ねた。その時に連合国軍最高司令官に提出された報告書は、以下の構成になっている⁽³¹⁾。

前がき

序論

第1章 日本の教育の目的および内容

第2章 国語の改革

第3章 初等および中学校の教育行政

第4章 教授法と教師養成教育

第5章 成人教育

第6章 高等教育

本報告の要旨

付 米国教育使節団報告に関するマッカーサー元帥の声明

さらに第1章は、教育の目的、カリキュラム、教科書、修身・倫理、歴史お

よび地理、保健教育と体育、保健教育、体育、職業教育、結論の構成になっている。

Health Education（保健教育）の第1段落では、次のように記述されている。

Instruction in health appears to be seriously lacking in the elementary school; there is practically no teaching either of physiology or hygiene.

（保健教育は小学校において重大な欠点があるように思う，[ママ] そこでは生理も衛生も，実際にはほとんど教えられていないと同様である。）

<第2段落省略>

Most authorities will agree that health instruction in the schools should include instruction in the basic and practical elements of bacteriology, physiology, and public health measures, as well as instruction in good personal and home health practices. Nutrition, for example, cannot be left to chance; the pupil needs explicit guidance and demonstration.

（学校の保健教育には，個人および家庭のじゅうぶんな保健実行はいうまでもなく，細菌学，生理学，公衆衛生処置の基本的および実行上の要旨をも，あわせて教授しなくてはならぬとは，大多数の権威者の同意するところであろう。たとえば，栄養のごときはこれを成行に委せてはおけないもので，生徒に判然たる指導と実地教示をなすことを必要とする。）

1947（昭和22）年3月31日には「教育基本法」（法律第二五号）、「学校教育法」（法律第二六号）が公布され，6・3制が敷かれた。新たに誕生した体育科は，同年6月の学校体育指導要綱で，小学校低学年「約7－9年」、小学校高学年（約10－12年）、中学校「約13－15年」、高等学校（仮称）「約16年－18年」、大学（仮称）「約19年－22年」とし，体育の目的と目標を次のように定めた⁽³²⁾。

一、体育の目的

(317)

体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会における各自の責任を自覚させることを目的とする。

二、体育の目標

- (1) 身体の健全な発達
- (2) 精神の健全な発達
- (3) 社会的性格の育成

さらに、運動の類別を以下のとおりとした⁽³³⁾。

運動の類別

小学校は、体操と遊戯、中学校と高等学校は、体操、スポーツ、ダンス、理論

理論の中に運動衛生が含まれている。

衛生の類別

小学校低学年では、身体の清潔、衣食住の衛生、休養・睡眠、皮膚の摩擦、姿勢、身体の測定、病気の予防、障害の防止

小学校高学年では、これに看護法（消毒法を含む）及び救急処置

中学校では、衣食住の衛生、皮膚の摩擦、姿勢、身体の測定、病気の予防、社会生活の衛生、看護法（消毒法を含む）及び救急処置、精神衛生

高等学校では、衣食住の衛生、姿勢、身体の測定、病気の予防、社会生活の衛生、精神衛生、性教育

この中で、どの学年においても「衛生では理論と実際を行う。」という記述が見られる。ここでは、衛生という用語で、保健という用語は、1句も使われていない。また、奥づけでは、Approved by Ministry of Education Date Jun 17, 1947と、あえて英語表記をしているところにも、米国の影響を示している。

1947（昭和22）年に学校体育指導要綱が制定されて以降の特色は、近代的市民としての人間形成を目指す新しい教育の方向に体育を強く関連させようとしていることである。また占領下という特殊な事態においてアメリカの影響が強く見られ、翻訳カリキュラムの色彩をもっていることである⁽³⁴⁾。

1949（昭和24）年5月28日附文部省通牒発学第261号によって、中学校・高等学校の「体育科」は「保健体育科」に改称される。これと同時に、それまで体育科は、その中で、運動と衛生とを指導していたが、以後、保健体育科が、その中で保健と体育とを行うことになった。中学校においては計画的な健康教育を3年間のうちいずれかの学年において70時間実施すること、高校では保健2単位を含ませることが決定し、「保健」の授業という存在が明確に規定された。

江尻は、保健の指導内容を、「健康教育（主として知的な活動によって）」と、体育の指導内容を、「体育（主として身体的な活動によって）」とに区分し、新しい保健体育科の考え方を示している。それは次のとおりである⁽³⁵⁾。

「即ち極めて大まかに言うならば、体育と健康教育とは、ほとんど同じことがらを、一方は方法の面から、他方は目標の面から眺めて、これを体育と名づけ、あるいは健康教育と名づけたのであるから、この関係に気づければ思想の混乱を来たすのは当然なことであると言うことができる。

アメリカでも以前は、体育 Physical Education と健康教育 Health Education との間に、同じような混同があったが、現在では、次の図の如く両者の区別を明らかにして、両者を一緒にして呼ぶ時には Health and Physical Education と言っている。これはちょうどわが国が、最近になってこれを 保健体育 と呼ぶようになったのと全く同じ関係である。」

1953（昭和28）年に「小学校学習指導要領体育科編改訂版」が出された。ここで「学習内容」という用語が初めて体育分野でも使用され、体育が考える目標に学習内容、運動（教材）、学習指導法をつなぎ、目標から学習内容へ、さ

らに教材から方法へという基本的な問題の解決が試みられた⁽³⁶⁾。

1954 (昭和29) 年9月に「学習指導要領小学校体育編」が公布されたが、それからは保健的内容はほとんど除外されていて、1951 (昭和26) 年2月26日「小学校保健計画実施要領 (試案)」が編纂刊行され、小学校における健康教育は、この要領に準拠して行われることになった。

ところで、1949 (昭和24) 年には「学校体育指導要綱」を具現化したものとして『学習指導要領小学校体育編』が制定されたが、それには「衛生に関するものは別に手引書が出されるので、本書からは省いた」とあり、その別の手引書である『小学校保健計画実施要項』が1951 (昭和26) 年2月に出された。しかしそこでは、体育科としての保健ではなく、学校保健全般にわたる課題と指導内容が示されていた。このことについて池田は、「学習指導要領一般編」は初等教育課が、「学習指導要領体育編」は体育課が、「保健計画実施要領」は学校保健課が担当していたために混乱を招いていることを指摘している⁽³⁷⁾。

中学校では、1949 (昭和24) 年11月18日に「中等学校保健計画実施要領 (試案)」が刊行公表され、その「第五章健康教育」によっておこなわれることとなった。

竹之下は、この「教授要目から要綱、指導要領への短い期間の変化は国家基準から参考資料へ、統制から自主的編成への性格上の基本的変化であった」としている⁽³⁸⁾。

1954 (昭和29) 年頃より保健教科の特性が問題とされ、保健科を独立させようとする動きが見られるが、1956 (昭和31) 年の高校指導要領改訂では、保健科独立の方針が転換し、独立とはならず保健体育科の中にとどまることになった⁽³⁹⁾。

1956 (昭和31) 年、「高等学校学習指導要領体育科編」において、初めて保健と体育があわせて示され、保健体育科の特色と体系を明らかにした。ここでの高等学校保健体育科の目標とは、「保健と体育の正しい理解と実践に基づき、心身の健全な発達を図り、個人ならびに集団生活における保健、体育やこれらに関するレクリエーション等の問題を科学的に解決する能力や態度を養

う」というものであった。そしてこの共通の目標のもとに、「体育」の目標と「保健」の目標とが示されるという今日に続く構図が築かれた。「学校体育指導要綱」で体育科の名称を体育と保健教育をあわせて編成したことは、教科の性格や内容について大きな改変と言える。しかし他教科との関連をよく検討することなしに、独自の立場で体育科の内容を決定したことも問題となり、しばしば保健関係者から保健の分離・独立論がこの後も提起される。

高橋は、保健と体育の統合が順調になされなかったことに、3つの問題点を挙げている。まず、体育教師が健康教育に関心がないこと、次に、健康教育の学習内容が広範であること、そして、健康教育では運動・スポーツをテーマにした教材がないことである⁽⁴⁰⁾。だが、以後、この骨子は大きく変わることなく今日に至っている。

むすびにかえて

教科として保健や体育という用語が使われるようになったのは、第二次世界大戦以後のことである。それ以前は、保健や体育といった用語そのものは存在・活用されていたが、教科としては衛生、体操として扱われていた。

「衛生」は、例えば、1875（明治8）年6月に文部省医務局を内務省に移管し、衛生局と改称したり、学校衛生行政は、1891（明治24）年に文部省が三島通良に学校衛生取調をはじめ委託してから整備されることに見られるよう、言葉そのものは幅広く使用されていたが、教科に位置づけられるのは、1943（昭和18）年の体錬科が初めてであった。

体操は、1873（明治6）年には、小学校の教科で扱われていた。第二次世界大戦終戦以前、「学校体育」や「体育」という用語は一般には使用されていたが、現在の小学校や中学校に相当する教育機関の教科の中で使用されることはなかった。

保健と体育が統合された「保健体育」は、1951（昭和26）年の学習指導要領で初めて使用される。これは、教育改革に関与したアメリカの影響が大きい。

第二次世界大戦終戦までは、個人の健康は、すなわち国家のためであった。

したがって、衛生や体操は国家政策の一環として、国家規模の中で展開されていた。しかし、戦後の教育改革で、衛生や体操は、具体的な独自性と方向性を持つことなく、保健や体育に置きかわり、教科という限られた範囲の中に確たる位置づけを得ることになる。そのため、保健と体育が統合化された教育方針は以後、学校教育現場において混乱を招くことになる。

今日、保健体育科の「保健」は、保健学習として、学校保健の中の保健教育の下位層に位置づけられている。さらに近年、学校保健では、WHO（世界保健機関）やIUHPE（ヘルスプロモーション健康教育世界連合；International Union for Health Promotion and Education）の影響を受け、グローバルスクール・ヘルスプロモーションの概念を学校保健の中に導入する方向にあり、教科としての保健と体育のつながりを、より複雑なものにしている。

参考文献

- 1) 今村嘉雄『日本体育史』金子書房、p35、1951
- 2) 寒川恒夫編『図説 スポーツ史』朝倉書店、p100、1991
- 3) 谷釜了正、田袈健太郎『衛生学が近代的身体の形成に果たした役割—日本の場合—』日本体育大学父母会平成10年度奨励研究費研究成果報告、日本体育大学体育史研究室、pp 3-6、1999
- 4) 田口喜久恵「明治前期保健教育史：啓蒙衛生書としての教科書『養生書』の考察」学校保健研究、40、pp.182-195、1998
- 5) 今村嘉雄『日本体育史』金子書房、p61、1951
- 6) 前掲（5）、p61
- 7) 前掲（5）、p61
- 8) 前掲（5）、pp61-62
- 9) 前掲（5）、p66
- 10) 今村嘉雄『近世日本体育史概史』草美社、p104、1949
- 11) 前掲（10）、p106

- 12) 前掲 (10)、p109
- 13) 川島虎雄『日本体育史研究』黎明書房、p76、1982
- 14) 前掲 (13)、p 9
- 15) 石橋武彦『国語教科書に現れた保健体育思想の研究』不昧堂、p552、1975
- 16) 右文館編集部『改正 学校体操教授要目』右文館、1926
- 17) 文部省『小学校体操教科書』大日本図書、1921
- 18) 前掲 (10)、pp61-62
- 19) 木田悉治『最新学校体操教授書』木下製作所出版部、1927
- 20) 黒田勇『ラジオ体操の誕生』青弓社、p34、1999
- 21) 鈴木明哲『大正自由教育における体育に関する歴史的研究』風間書房、pp.281-284、
2007
- 22) 師範大学講座「体育」編集部『改正学校体育体操教授要目』建文館、p12、1936
- 23) 中谷重治『各種保健体操の実際』一成社、p12、1935
- 24) 前掲 (23)、p23
- 25) 文部省『国民学校体錬科教授要項』目黒書店、1943
- 26) 文部省『中等学校体錬科教授要目実施細目』文部省、1944
- 27) 来馬欽吾『体錬教育の原理と方法』啓文社出版、1941
- 28) 前掲 (27)、p337
- 29) 前掲 (27)、pp.339-340
- 30) 日本学校保健会『学校保健百年史』第一法規、p141、1973
- 31) 教科教育百年史編集委員会『原典対訳米国教育使節団報告書』建帛社、昭和1985
- 32) 文部省『学校体育指導要綱』日本書籍株式会社、1947
- 33) 文部省『学校体育指導要綱』日本書籍株式会社、1947
- 34) 竹之下休蔵「カリキュラム問題の現状と課題」体育 4 (2)、pp74-77、1952
- 35) 江尻容「健康教育と保健体育」『中学研究叢書・第7巻 保健体育科』新教育研究会
編、日本教育振興会、pp 1-8、1950
- 36) 辻野昭、松岡弘編『保健体育科教育の理論と展開』第一法規、p200、1980
- 37) 池田猪佐巳、小林篤編『これからの体育（保健体育）科教育への課題と対策』教育開

発研究所、p18、1990

- 38) 竹之下休蔵「戦後の学習指導要領とその背景」*体育の科学*、9 (1)、pp 3-5、1959
- 39) 丹下保夫「戦後における体育と保健の関係、とくに保健について」*体育学研究*、11 (5)、p 6、1967
- 40) 高橋健夫「これからの健康教育に期待すること：教科体育の立場から」*体育科教育*、44 (8)、pp33-35、1996

—かねだ えいこ・法学部准教授—

Historical study of health and physical education in school curriculums

Eiko KANEDA

Although the terms health education and physical education existed before World War II, in Japanese school curriculums, they were classified as hygiene education and gymnastics education. In 1947, the Government Guidelines for Teaching classified health and physical education as a school subject. The influence of the United States Education Missions on educational reforms in Japan after World War II was very great and led to health education and physical education being combined and taught as health and physical education.

This paper examines the relation between health education and physical education after World War II. To facilitate this, it investigates how hygiene and gymnastics were taught as school subjects after the Meiji period.

Before World War II, the ideology was that individual health meant national health. Therefore, hygiene education and gymnastics education were developed on a national scale in accordance with state policies. However, after Japan's defeat in the war, this ideology ceased to be adhered to. In accordance with post-war educational reforms, hygiene education and gymnastics education were simply replaced by health and physical education in school curriculums without innovation or a concrete vision. The confusion engendered by this in Japanese schools has endured to this day.